

上里町人事行政の運営等の状況

人事行政の公平性・透明性を高めるため、平成26年度の町職員の任用や給与、勤務条件、厚生福利などの状況を公表します。

問合せ…総務課秘書人事係【☎35-1234】

2. 職員給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

町人口 (年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
31,459 人	9,342,176 千円	573,407 千円	1,195,933 千円	12.8 %

※人件費には特別職に支給される給料等を含みます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

職員数 (A)	給与費				1人 あたりの 給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)	
151 人	531,727 千円	61,496 千円	194,104 千円	787,327 千円	5,214 千円

※職員手当には退職手当を含みません。

※職員数は平成26年4月1日現在の人数です。

(3) 平均年齢、平均給料月額、平均給与月額の状況

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	40.0歳	305,100円	343,970円

※「平均給料月額」とは、平成26年4月1日における基本給の平均です。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(4) 初任給の状況

区分	上里町	
一般行政職	大卒	180,800円
	高卒	151,800円

(5) 一般行政職の級別職員数の状況

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	課長・参事	18人	10.5%
5級	課長補佐	15人	8.8%
4級	係長・主査	35人	20.5%
3級	主任	58人	33.9%
2級	主事・技師	13人	7.6%
1級	主事補・技師補	32人	18.7%

※上里町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

※短時間勤務職員は含みません。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況(平成26年度)

※()内は女性数であり内書きです。

(1) 職員の採用の状況

一般事務	保育士	再任用	任期付
7(2)	1(1)	1(1)	1(0)

(2) 職員の退職の状況

	一般事務	保育士	技能労務	合計
定年退職	8(0)	2(2)	1(1)	11(3)
勸奨退職	—	—	—	—
自己都合退職	1(0)	—	—	1(0)
任期満了	2(1)	—	—	2(1)
その他(死亡・免職・失職)	—	—	—	—
合計	11(1)	2(2)	1(1)	14(4)

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成25年	平成26年		
一般行政部門	議会	3	3	0	
	総務企画	33	38	5	組織見直しに伴う増
	税務	17	17	0	
	民生	36	37	1	組織見直しに伴う増
	衛生	9	10	1	組織見直しに伴う増
	労働	0	0	0	
	農林水産	10	9	△1	事務事業縮小に伴う減
	商工	1	1	0	
	土木	12	11	△1	組織見直しに伴う減
小計	121	126	5		
特別行政部門	教育	24	22	△2	事務事業縮小に伴う減
公営企業等部門	水道	8	8	0	
	下水道	5	4	△1	組織見直しに伴う減
	その他	16	16	0	
	小計	27	28	1	
合計		174 [203]	176 [203]	2 [0]	

※職員数は教育長を含む一般職に属する職員数です。

※[]は条例定数の合計です。

(3) 年次有給休暇の取得状況

	平成25年度	平成26年度
平均取得日数	8日4時間54分	7日6時間40分

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分	免職	降任	休職		降給
			病気	起訴	
	—	—	1人	—	—

懲戒処分	免職	停職	減給	戒告
		—	—	—

5. 職員のサービスの状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準を実現するため、地方公務員法は、職員に対し、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為の禁止、営利企業等の従事制限など、サービス上の強い制限を課しています。

(2) 職務専念義務免除の状況

区分	件数
研修を受ける	236件
厚生事業に参加	—
その他任命権者が認めた場合 (心身の健康づくり、人間ドック等)	358件

(3) 営利企業等従事の許可状況

許可件数	許可事例
1件	居住する地域の役員となる場合・国の統計調査に従事する指導員及び調査員・消防団員

※職員は、任命権者の許可を受けなければ、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならないとされています。

6. 職員の研修の状況

研修体系	コース数	参加人員
児玉郡市広域総合センター研修	11	86人
自治人材開発センター関係	2	7人
クレーム対応研修	1	143人

7. 公平委員会の業務の状況

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申立ての状況	0件

(6) 職員手当の状況

手当名	支給内容等
期末・勤勉手当	・期末手当 6月期:1.225月分 12月期:1.375月分 ・勤勉手当 6月期:0.675月分 12月期:0.825月分
退職手当	(自己都合) (勲奨・定年) 勤続20年 21.62月分 27.025月分 勤続25年 30.82月分 36.570月分 勤続35年 43.70月分 52.440月分 最高限度額 52.44月分 52.440月分
特殊勤務手当	・2種類(感染症防疫業務、行旅病人処置) 1件につき、それぞれ条例に定める額
時間外勤務手当	・支給総額 24,098千円
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・子等 6,500円 ・扶養特定期間加算 5,000円
住居手当	・借家限度額 27,000円
通勤手当	・交通機関利用者:運賃相当額(限度額55,000円) ・自動車等利用者:2km以上から距離に応じて支給
管理職手当	参与 60,000円 課長 55,000円 参事 48,000円 課長補佐 35,000円

(7) 特別職の報酬等の状況

区分	給料月額等 ()は減額措置の額	
	給料	町長 770,000円 (616,000円)
	副町長 640,000円 (512,000円)	
	教育長 602,000円 (511,700円)	
報酬	議長 311,000円	
	副議長 253,000円	
	議員 222,000円	
期末手当	(26年度支給割合)	
	副町長 4.10月分 役職加算15%	
	教育長 町長・副町長は20%減額・教育長は15%減額あり	
	議長 (26年度支給割合)	
	副議長 4.10月分 役職加算15%	
退職手当	(算定方式)	(支給時期)
	町長 退職時給料月額×48月×0.35×1.15	任期ごとに支給
	副町長 退職時給料月額×48月×0.21×1.15	
	教育長 退職時給料月額×48月×0.20×1.15	

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件等の状況

(1) 勤務時間の概要

1週間の勤務時間	38時間45分 (国:38時間45分)
1日の勤務時間	午前8時30分～午後5時15分まで
休憩時間	正午～1時まで

(2) 育児休業の取得状況

休業者の内訳	育児休業		部分休業	
	取得者	うち新規	取得者	うち新規
取得者合計	11人	3人	5人	3人
うち女性	10人	3人	5人	3人
うち男性	1人	0人	0人	0人



社会保険料控除は、納税義務者が自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合または給与から差し引かれた場合などに受けられる「所得控除」です。

控除できる金額は、その年の1月1日から12月31日までに実際に支払った金額または給与や公的年金から差し引かれた金額の全額です。

控除は、年末調整や確定申告（住民税の申告）により受けることができます。領収証書（口座振替をご利用の場合は預金通帳）の日付を確認し、1年間に納付した社会保険料の合計金額を算出の上、申告してください。

※国民年金の保険料および国民年金基金の掛金に係る社会保険料控除の適用を受ける場合には、その保険料等の金額を証する書類（控除証明書）の添付または提示が必要です（控除証明書は、日本年金機構から送付されます。）。

（控除の対象となる社会保険料の例）

- ①健康保険の保険料 ②国民健康保険税（料）
- ③後期高齢者医療保険料 ④介護保険料
- ⑤国民年金の保険料および国民年金基金の掛金
- ⑥厚生年金の保険料および厚生年金基金の掛金
- ⑦公務員等の共済組合の掛金
- ⑧雇用保険の労働保険料 等

◆『平成27年分所得申告参考資料』の送付について

平成27年中に支払った国民健康保険税額、介護保険料額および後期高齢者医療保険料額が記載された『平成27年分所得申告参考資料』を、平成28年2月上旬（予定）に納税義務者あてに送付しますので、申告の際に参考にしてください。

なお、領収証書を紛失してしまい納付済額が確認できない場合等で、事前に納付済額を確認したい場合は、『納付確認書』を発行（無料）しています。申請の際は、本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証等）を持参の上、次の申請先に申請してください。

- 公的年金から差し引かれた特別徴収分は、『所得申告参考資料』および『納付確認書』には含まれていませんので、年金支払者から送付される『公的年金等の源泉徴収票』で納付済額をご確認ください。
- 年の途中で『納付確認書』を発行する場合は、その時点で納付または返金（還付）が確認できる金額の『納付確認書』となります。
- 世帯主が納税義務者となっている国民健康保険税は、被保険者個人ごとの納付済額はお知らせできません。

（申請先）

- ・国民健康保険税額…………… 税務課収税係（1階⑪番窓口）
- ・介護保険料額…………… 高齢者いきいき課高齢介護係（1階⑩番窓口）
- ・後期高齢者医療保険料額…………… 健康保険課医療年金係（1階⑧番窓口）

社会保険料控除についてよくあるご質問

子どもの過去の国民年金保険料を一括して支払った場合

Q 生計を一にしている子どもの国民年金保険料を過去3年分まとめて支払ったが、その支払った全額を私の本年分の社会保険料控除の対象としてよいか。

A 本年中に支払ったものであれば、過去の年分のものであっても本年分の社会保険料控除の対象になります。

妻の公的年金から特別徴収される介護保険料などの社会保険料

Q 扶養している私の妻の公的年金から介護保険料が特別徴収されている場合、妻の介護保険料についても、私が社会保険料控除の適用を受けられるか。

A 介護保険料などの社会保険料が、あなたの妻の公的年金から特別徴収されている場合、その社会保険料を支払ったのは妻になります。したがって、あなたの社会保険料控除の対象にはなりません。

給与支払者(事業所等)は、給与受給者(従業員等)が平成28年1月1日現在にお住まいの市区町村に、『給与支払報告書』を提出することが義務付けられています。給与支払報告書は、住民税の課税の根拠となる重要な書類になりますので、必ず提出していただきますようお願いいたします。

※平成27年中に支払われた給与金額の多少にかかわらず、全員(パート、アルバイト、退職者なども含む)の給与支払報告書の提出をお願いします。

(提出書類)

- ・総括表
- ・給与支払報告書(個人別明細書)
- ・普通徴収該当理由書(※)

※ご提出いただく給与支払報告書に「普通徴収」の方がいる場合は、『普通徴収該当理由書』の提出が必要です。

【提出期限】平成28年2月1日(月)

※受付は1月4日から行っていますので、早めの提出にご協力をお願いします。

納税相談窓口

夜間開庁・休日開庁のお知らせ

◆12月の開庁日

○休日(午前8時30分～正午) **12月13日(日)**

○夜間(午後8時まで) **12月25日(金)**

※夜間は庁舎西入口(夜間入口)からお入りください。

◆窓口・問合せ…税務課収税係

【☎35-1221内線1121～1125】

町県民税4期と国民健康保険税第6期の納期限は**12月28日(月)**です。税金のお納めには便利な口座振替をご利用ください。

国民年金保険料納付のご案内について 民間委託を実施しています

過去2年の国民年金加入期間のうち、保険料の納付が確認できない期間がある場合、委託事業者から納付のご案内をさせていただく場合があります。(詳細は日本年金機構ホームページ(<http://nenkin.go.jp/>)をご覧ください。)

◆委託事業者(平成27年12月1日現在)

(株)アイヴィジット(東京都渋谷区代々木2-2-1)

問合せ…アイヴィジット国民年金窓口

【☎0120-756-133(午前9時～午後9時)】

年末年始のごみ収集停止等のお知らせ

◆ごみ収集日程

	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	1月1日	2日	3日	4日
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
小山川 クリーンセンター 自己搬入受入	○	×	×	○	○	×	×	×	×	×	○
可燃ごみ	七本木 上里東 神保原			賀美 長幡	七本木 上里東 神保原						賀美 長幡
不燃ごみ	長幡										神保原
資源ごみ											

◆小山川クリーンセンターへの直接搬入

12月29日(火)まで(受入時間)午前8時40分～正午/午後1時～4時30分

◆リクエスト収集

12月14日(月)・21日(月)・28日(月) ※町役場受付は12月24日(木)まで

◆生し尿・浄化槽汚泥の汲み取り

年末は混みますので、汲み取りの予約をお願いします。(予約先)有上里総業【☎33-6776】

問合せ…まち整備環境課生活環境係【☎35-1226】